

春日井市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービスの苦情に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質的な向上を図るため、介護サービス相談員派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 次に掲げる事業所又は施設（以下「事業所等」という。）に介護サービス相談員を派遣し、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護保険サービスを始めとするサービスの質的な向上及び利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス又は同条第25項に規定する施設サービス（以下これらを「介護サービス」という。）を行う事業所等
- (2) 食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホーム
- (3) 安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、利用者等の居所に介護サービス相談員を派遣することがある。

(介護サービス相談員)

第3条 介護サービス相談員は、介護サービス相談員としてふさわしい人格と熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 市長は、介護サービス相談員を法第9条に規定する被保険者のうちから別に定めるところにより公募することがある。
- 3 介護サービス相談員の定員は、20人以内とする。
- 4 介護サービス相談員は、市長が指定する研修を受けなければならない。

(職務)

第4条 介護サービス相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事業所等を訪問し、公正中立な立場で利用者等の相談に応じること。
- (2) 円滑に介護サービスの提供が図られるよう、利用者等と事業所等との調整を行うこと。

2 介護サービス相談員は、その活動において、解決が困難な相談があった場合には、速やかに市に連絡をしなければならない。

3 介護サービス相談員は、その活動状況を取りまとめ、市に報告をしなければならない。

(任期)

第5条 介護サービス相談員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任することがある。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 介護サービス相談員としてふさわしくない行為のあったとき。

(派遣の手續)

第7条 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所等は、介護サービス相談員派遣申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請のあった事業所等に介護サービス相談員の派遣を決定したときは、介護サービス相談員派遣決定通知書（第2号様式）を交付する。

(会議)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、介護サービス相談員を招集し、会議を開催することがある。

(介護サービス相談員証等)

第9条 介護サービス相談員は、職務を遂行するときは、常に春日井市介護サービス相談員証（第3号様式。以下「介護サービス相談員証」という。）を携帯し、氏名票を指定された位置につけなければならない。

2 介護サービス相談員は、関係者から請求を受けたときは、介護サービ

ス相談員証を提示しなければならない。

- 3 介護サービス相談員は、介護サービス相談員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 介護サービス相談員は、介護サービス相談員証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。
- 5 介護サービス相談員は、職務を退いた場合は、介護サービス相談員証及び氏名票を直ちに返還しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 介護サービス相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護相談員派遣事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護サービス相談員派遣事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。